

広陵町路面性状調査業務委託
特記仕様書

広陵町都市整備部都市整備課

第1条 適用

本特記仕様書は、広陵町（以下「発注者」という。）が受注者に委託する「広陵町路面性状調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、広陵町が管理する道路の維持修繕及び維持管理の基礎資料とするため、舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省 道路局）に基づき、詳細点検として路面の性状（ひび割れ）と区画線を調査し、広陵町個別施設計画（舗装）の更新を行う業務である。

第3条 業務対象路線

業務対象路線は広陵町の管理道路のうち全ての車道とし、点検対象は、上り線及び下り線、走行車線及び追い越し車線等の全車線を対象とする。点検延長を変更(追加)する場合は、調査職員より指示するものを除き、設計変更の対象としない。下記延長は路線延長の合計となっている。車線ごとの合計延長ではないことに留意すること。

- ・ ひび割れ調査 L=約 216km
 - ・ 区画線調査 L=約 216km
- （参考：令和6年度道路台帳）
- ・ 市町村道1級 12,601m
 - ・ 市町村道2級 23,062m
 - ・ 市町村道その他 180,672m

第4条（業務内容）

1. 計画準備

業務実施に際し、本業務内容を把握し、業務実施のための基本方針・計画・作業体制等について検討した上で、点検計画書を作成する。

2. 舗装点検

舗装点検は舗装点検要領に基づき機器又は目視手法により実施すること。また、調査項目はひび割れ、区画線とし、別紙「点検支援技術性能カタログ（国土交通省）令和7年4月（以下「性能カタログ」という。）」に掲載されている技術のうち、精度確認項目欄に○印もしくは☆印の記載がある技術を採用すること。ただし、複数の技術を組み合わせて活用することも可能とする。

測定項目	測定方法	活用技術
ひび割れ	機器（路面性状車を含む。）又は目視手法	点検支援技術性能カタログに掲載かつ精度確認項目欄に○印のあるもの
区画線	機器（路面性状車を含む。）又は目視手法	点検支援技術性能カタログに掲載かつ精度確認項目欄に☆印のあるもの

（１）沿道画像撮影

点検区間において、道路の進行方向における連続静止画像を撮影し、路線別、区間別、及び上下線別に整理することとする。

撮影時間帯は昼間を基本とし、沿道状況が明確に視認できる明るさ、天候状況のもとで行うこととする。

撮影用の器具については、走行しながら車両に搭載された撮影装置により、20m 以下の間隔で連続静止画が記録できるものとし、沿道状況と路面が明確に評価できるものとする。GPS を搭載した調査機器等を使用して、現地撮影情報と位置情報を同時取得し、位置情報については、DGPS やジャイロ等で補正を行い、20m 間隔の位置情報が重複・逆転しないようにする。また、沿道画像や各種データの活用を支援するソフトウェアを使用する場合には適切に動作することを確認する。

項目	撮影仕様
撮影間隔	20m以下
画角	ドライバー視点に近いもの 魚眼レンズによる撮影ではないもの
画像解像度	640×640 ピクセル程度
画像フォーマット	カラー JPEG 形式
位置情報	GPS 等により位置情報を記録

（２）ひび割れ評価

「舗装点検要領 付録-4 損傷評価の例【アスファルト舗装】」を参考に、機器又は目視手法により 20m 間隔を評価するものとする

ただし、判定基準については、受注後、発注者との協議により決定する。

判定基準	判定
ひびわれ率 0～20%程度	損傷レベル 小
ひびわれ率 20～40%程度	損傷レベル 中
ひびわれ率 40%程度以上	損傷レベル 大

参考：舗装点検要領 付録-4 損傷評価の例（平成 28 年 10 月 国土交通省道路局）

(3) 区画線評価

区画線の摩耗度について、機器又は目視での手法により評価する。ただし、目視評価に基づく判定基準については、受注後、発注者との協議により決定する。

目視評価 ランク	評価内容
5	表示全体が維持されており、摩耗が少なく、剥離が見られない。 経時による塗膜の劣化が見られない。
4	摩耗の進行と若干の剥離が見られるが、標示全体の形状は維持されている。 割れ、クラック等の経時による劣化がわずかに見られる程度である
3	摩耗または剥離により、標示の中に舗装路面の露出が見られる。 標示全体の形状は維持されている。 摩耗、剥離が少ない塗膜での経時による表面の劣化、割れ、クラックが見られる。
2	摩耗または剥離が進行し、標示の形状に不鮮明な部分が見られるようになる。 摩耗等の少ない塗膜では、経時による表面の劣化、割れ、クラックが顕著である。
1	摩耗、剥離が進行し、標示の形状、機能がほとんどない。 経時による表面の劣化、割れ、クラックが著しい。

参考：全国道路標識・標示業協会による目視評価ランクと評価内容

(4) 路面性状評価図の作成

(2) 及び (3) の評価結果と地図データを重ね合わせて、路面性状評価図の作成を行うこととする。

3. 広陵町個別施設計画（舗装）の更新

2. 舗装点検の結果に基づき、広陵町個別施設計画（舗装）（以下「本計画」という。）の更新を行う。本計画の更新に当たっては、発注者が柔軟に計画変更等を行えるよう、工夫を行うこと。

4. 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

5. 打合せ協議

本業務の打合せは、初回、中間1回、最終の計3回以上行うものとする。なお、業務中に、発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出するものとする。

第5条（業務期間）

本業務におけるひび割れ、区画線の調査期間は下記を標準とする。

受注後～令和8年2月27日（予定）（約6箇月間）

当該期間における技術のシステム料金、可搬式の場合における機器代（スマートフォンやドライブレコーダー）及び通信費等の全ての経費は全て受注者で負担する。

第6条（技術者）

本業務における配置技術者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者（3人以上8人以下）とする。管理技術者及び照査技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

管理技術者および照査技術者は、下記(1)から(4)までのいずれかの資格を有すること。

- (1) 技術士（総合技術監理部門(建設)）
- (2) 技術士（建設部門(道路)）
- (3) RCCM（道路部門）
- (4) 上記(1)または(2)と同等の能力と経験を有する技術者(国土交通省「建設コンサルタント登録規程」第3条第1号ロの規定により認定された技術者とする。

第7条（資料の貸与及び返却）

貸与する資料等は、次のとおりとし、初回打合せ時に貸与する。

- ・道路台帳
- ・広陵町路面性状調査業務委託 報告書（平成25年9月）
- ・広陵町個別施設計画（舗装）（令和7年4月）

第8条（成果品の提出）

本業務における成果品は下記のとおりとする。

- (1) 業務報告書（A4 チューブファイル製本） 2部
- (2) 画像計測結果（HDD等媒体） 一式
 - ① 損傷画像データ（JPEG形式等）
 - ② 損傷位置座標データ（Shape形式またはcsv形式等の一般的な形式）
- (3) 打合せ記録簿 1部
- (4) 電子データ（CD-R等電子媒体） 1部